4　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ0950：2008に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用しない。

5　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

7　判断の基準①については、次のとおりとする。

ア．定格内容積250リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ．定格内容積250リットル超400リットル以下のものは、平成27年度の１年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／133を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表　電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

| 区分 | | | | 基準エネルギー消費効率算定式 |
|---|---|---|---|---|
| 種別 | 冷却方式 | 定格内容積 | 冷蔵室区画の扉の枚数 | |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫 | 冷気自然対流方式のもの | | | Ｅ＝0.844×$V_1$＋155 |
| | 冷気強制循環方式のもの | 300リットル以下 | | Ｅ＝0.774×$V_1$＋220 |
| | | 300リットル超 | １枚 | Ｅ＝0.302×$V_1$＋343 |
| | | | ２枚以上 | Ｅ＝0.296×$V_1$＋374 |
| 電気冷凍庫 | 冷気自然対流方式のもの | | | Ｅ＝0.844×$V_2$＋155 |
| | 冷気強制循環方式のもの | 300リットル以下 | | Ｅ＝0.774×$V_2$＋220 |
| | | 300リットル超 | | Ｅ＝0.302×$V_2$＋343 |

備考）１　Ｅ及び$V_1$、$V_2$は、次の数値を表す。

Ｅ　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）

$V_1$　：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：Ｌ）

$V_2$　：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：Ｌ）

2　電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第34号（平成25年３月１日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

3　電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第35号（平成25年３月１日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9－2　テレビジョン受信機

⑴　品目及び判断の基準等

| | |
|---|---|
| テレビジョン受信機 | 【判断の基準】<br>①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。<br>②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。<br>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。<br>【配慮事項】<br>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 |

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
②産業用のもの
③水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
④ツーリスト向け仕様のもの
⑤リアプロジェクション方式のもの
⑥受信機型サイズが10型若しくは10Ｖ型以下のもの
⑦ワイヤレス方式のもの
⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

2　判断の基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

3　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。